平成２４年（フ）第３０１号
香川県高松市林町1104番地１　Ｏｋａマンション Ⅱ301号室
債務者　森　真由美（旧姓嶋津）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３２０号
香川県高松市木太町1856番地４　県住６―504
債務者　三並　　聡
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３３４号
香川県高松市屋島西町678番地２　サンヒルズＢ202号室
債務者　佃　　隆志
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１５０８号
福岡県糟屋郡久山町大字山田1930番地22
債務者　野村　忠雄
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３７４号
福岡市西区小戸３丁目１番15―203号
債務者　岩村　宏美（旧姓守光）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４４号
宮城県大崎市古川幸町１丁目６番８号　ひまわり310号、従前の住所宮城県大崎市古川福浦１丁目１番13号　福浦アパートＡ棟201号
債務者　京極　紘一
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
千葉県南房総市久枝237番地１
債務者　中島　勇蔵
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第２６４号
広島県福山市御幸町大字上岩成843番地１
債務者　石原　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１５２号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎四日町49番地、住民票上の住所仙台市青葉区小松島２丁目２番18号　山本アパート北
債務者　鈴木　郷子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
宮城県栗原市栗駒文字中山日向18番地
債務者　菅原　順子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
宮城県加美郡加美町菜切谷字山道三番22番地１
債務者　黒田　裕幸
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
宮城県加美郡加美町菜切谷字山道三番22番地１
債務者　奥定えい子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第８２５号
埼玉県入間市東藤沢１丁目16番８号　407
債務者　大高　誠臣
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７８３号
千葉県松戸市稔台１丁目12番地の15　第２山田ビル306号
債務者　小野寺　務
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７８７号
千葉県柏市豊四季486番地５　朝日レジデンス203号
債務者　神山　康成
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２４９号
長野県安曇野市穂高4349番地１
債務者　田中　　忠
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４４号
徳島県阿南市領家町土倉30番地４　アーバンナカガワ203号室
債務者　奥野　勇輝
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
徳島地方裁判所阿南支部